

ラトルに関するQ & A

Q1 4か月児健康診査に行けなかった場合、どこで受け取ることができますか？

A1 令和7年7月1日以降に、母子手帳をお持ちになり、いずれかの窓口で申出いただければ、受け取ることができます。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q2 プレゼントを受け取る期限はありますか。

A2 対象となる赤ちゃんが満1歳を迎える日まで受け取ることができます。

Q3 プレゼントは1種類だけでしょうか。

A3 「ラトル」の1種類のみとなります。

Q4 お兄ちゃんやお姉ちゃんは過去にプレゼントを受け取っていませんが、これから受け取ることができますか。

A4 受け取ることができません。

令和7年4月1日以降に生まれ、相模原市に住民登録を有している赤ちゃんが対象です。

Q5 双子を出産したのですが、プレゼントを2つ受け取ることができますか。

A5 受け取ることが出来ます。

赤ちゃん1人に1つ、プレゼントします。

Q6 相模原市に住民登録を有している赤ちゃんがいますが、里帰り出産で相模原市以外に出生届を提出しました。その場合でもプレゼントを受け取ることができますか。

A6 受け取ることができます。

母子手帳をお持ちになり、いずれかの窓口で申出いただければ、受け取ることができます。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q7 出生届出時に受け取りを断りましたが、後からもらうことはできますか。

A7 受け取ることができます。

母子手帳をお持ちになり、いずれかの窓口に出していただければ、受け取ることができます。
なお、対象となる赤ちゃんが満1歳を迎える日までとなりますのでご注意ください。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q8 紛失又は壊してしまったのですが、もう1つ受け取ることはできますか。

A8 受け取ることは出来ません。

Q9 貰ったラトルの音があまりしません。交換してもらえますか。

A9 交換しますので、お手数ですがお渡ししたラトルを持参の上、お近くの窓口に出してください。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q10 母親又は父親が受け取りに行くことが難しいため、代理で受け取ることはできますか。

A10 受け取ることができます。

母子手帳をお持ちになり、いずれかの窓口に出してください。なお、母子手帳をお持ちになることができない場合は、母子手帳の「出生届済証明」が記載されている1ページ目の写しをお持ちください。

<窓 口>

各区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、牧野連絡所、佐野川連絡所、こども家庭課

Q11 後日郵送で送ってもらうことはできますか。

A11 郵送で送ることはできません。

Q12 汚れてしまったのですが、水で洗っても平気ですか。

A12 水で洗うことも可能ですが、木材が水分を吸収し音が鳴りづらくなる場合がありますので、除菌シートで拭いてください。

※その他に「ラトル」のプレゼントに関するご質問等がございましたら、こども家庭課(042-769-8345)までご連絡ください。